

いじめ防止基本方針

真岡市立真岡中学校

～はじめに～

学校教育においては、現代の「少子高齢化」や「高度情報化社会」に伴う社会の意識の変化により、「いじめ問題」が生徒指導上、大変大きなウェイトを占める課題となっている。また、情報技術の急速な発展により、インターネットサイトへの動画の投稿やSNS等への書き込みからも、新たないじめ問題が発生し、いじめはますます複雑化、潜在化する状況になっており、自傷行為に結びついてしまうケースもある。こうした中、今、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む学校の基本姿勢について十分に理解し、学校長の指揮のもと組織的にいじめ問題に取り組むことが極めて重要になっている。

本校では、いじめ対策推進法の制定を受け、いじめ早期発見の手だてや、いじめが起きた時の対応の在り方などのポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、基本的な見方や考え方を設定し、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、この「いじめ防止基本方針」を作成した。

学級担任をはじめ教職員一人一人が、まずは内容を熟知した上で、校内研修を実施するなど積極的に取り組み、計画的に展開し、全生徒が生き生きとした学校生活を過ごせる環境を築きたい。

～もくじ～

【1部】 教職員版

I いじめに関する基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 いじめの基本認識

II 未然防止

- 1 生徒や学級の様子を知るためには
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
- 4 保護者や地域の方への働きかけ

III 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには
- 2 いじめ発見のきっかけ
- 3 いじめの態様
- 4 いじめが見えにくいのは
- 5 早期発見のための手だて
- 6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ発見時の緊急対応
- 3 いじめが起きた場合の対応
- 4 迅速に対応するためには

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
- 3 早期発見・早期対応のためには

【2部】 組織対応マニュアル

- I いじめ問題に取り組む体制の整備
- II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(学校全体の取組)

- III 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携
- IV 教職員研修の充実

【1部 教職員マニュアル】

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題は、学校長の指揮のもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない学校づくり」のための未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が普段から実践することが求められる。

1 いじめとは

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

↓ 定義には3つの要素が含まれている。

- ① 行為をした者（A）と行為の対象となった者（B）の間に一定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

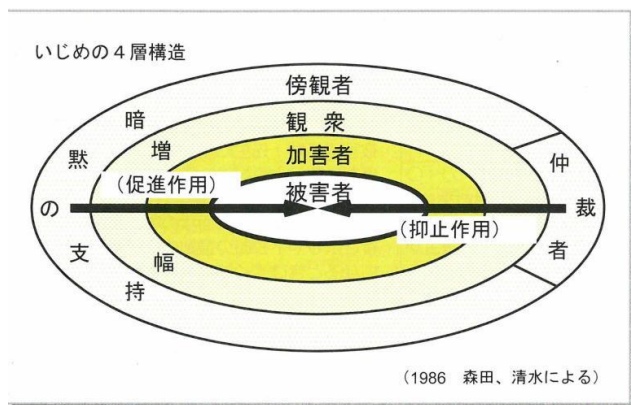
2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたり、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に理解し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認められた場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ⑤ いじめはその行為によっては、暴力、恐喝、強要などの刑法に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、観衆や傍観者などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響を与える。

「観衆」…いじめをはやし立てて、おもしろがって見ている子どもたちであり、明らかにいじめを支持する層。

「傍観者」…見て見ぬふりをしている子どもたちであり、自分へのいじめの広がりや恐れ、いじめられている子どもへの服従の態度を示すなど、いじめを黙認する存在。



いじめの心理

- ① 仲間求め（友人〈仲間〉を求めている）
- ② 欲求不満（欲求不満があり、そのいらいらを晴らしたい）
- ③ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ④ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ⑤ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ⑥ 愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ⑦ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄せたくない）
- ⑧ 同調性（強いものに追従してしまう、数の多い側に入りたい）

（「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立研究所(H10.3)より要約引用）

II 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、お互い望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない学校づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域、学校の特性などを把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、泣き、時には怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、おかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対する調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境のひとつである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

① 生徒の目と信頼

生徒は、教職員の行動に目を向け、言葉に耳を傾けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合も考えられる。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが重要である。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営などの教育活動を学年や学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導などについて、尋ね合ったり、相談し合ったり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を築き上げるとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが求められる。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事・・・〔学業指導の充実〕

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをすることが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させるはずである。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」といった自己肯定感につながり、生徒は大きく変容するものである。

<生徒に自信をもたせる言葉>

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいな。」

<心に残る言葉>

- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだよ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなくちゃ。
- 約束だよ。信じてるから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- 幸せになってほしいからだよ。
- あなたが必要なんだ。

3 命や人権に配慮し、豊かな心を育むためには・・・学業指導の充実「授業づくり」

人権尊重の精神を養う人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育を充実させる。また、様々な関わりを深める体験教育を重視することは、豊かな心を育成する重要な鍵となる。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることは重要である。また、生徒が人の痛みを理解し、他を思いやることができるよう、人権教育の基盤としての生命尊重の精神や、人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

発達途中の考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな意味を発揮すると考える。

特に、いじめは他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒が、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」などに触れ、自分自身の生活や行動を振り返ることがいじめの抑止につながると考えられる。

道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせ、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、共通理解の場を設ける。また、いじめがもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらえるよう、保護者対象研修会の開催やHP、学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行えることも大切である。

<例1> 授業参観等

- 授業参観で、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動などで、外部人材を招き、話を聞く。
- 学級活動などで、いじめについて学級で考えるにあたり、保護者にインタビューする課題を出す。

(例) 「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

<例2> 学級通信・学年通信

- いじめへの取り組みについて学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

(例1) 【標語募集】

生徒会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

(例2) 【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなるなど、いつもと違う子どもの様子の変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。そのために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことをわきまえ、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてとらえ、その個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒を把握し、生徒の些細な言動から、その裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが不可欠である。

2 発見のきっかけ

【調査結果】「令和元年度 栃木県問題行動等調査」結果より

○中学校は、「アンケート調査等」が48%を超えており、次いで「本人からの訴え」が約20%、「本人の保護者からの訴え」が約14%の順になっている。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▶ 窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……………▶ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話等SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▶ 名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで起こる。
いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。
 - ① 無視やメールなど、客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。〈時間と場所〉
 - ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような状態、部活動の練習のふりをして行われている場合がある。〈カモフラージュ〉
- いじめられている本人からの訴えは少ない。
いじめられている生徒には、
 - ① 親に心配をかけたくない。
 - ② いじめられる自分はダメな人間だ。
 - ③ 訴えても大人は信用できない。

- ④ 訴えたらその仕返しが怖い。
などといった心理が働きがちである。

○ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている場合、その兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、トラブルに合っている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

5 早期発見のための手だて

日々の観察 ～生徒がいるところに、教職員あり～

休み時間や昼休み、放課後などに、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが、いじめ発見にも予防にも効果がある。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示などを行うことが大切である。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からすると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもある。こういった時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように生活していたのかなど、担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、そのグループに応じて適切な指導を行い関係修復にあたる必要がある。

日記の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

気になる生徒には日記を書かせることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にすることができる。そこから信頼関係も構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談期間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することも必要である。本校では、各学期に1度の期間を設け、全校生徒を対象とし実施していく。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。各学期に複数回のアンケート調査の実施を基本とする。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名形式とし、記入状況に配慮し実施する。また、アンケートは実施することが全てでなく、未然防止や早期発見の手立てのひとつであるという認識が必要である。

6 発見しやすい環境づくりをするためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、大変勇気がいる行為である。相談した場合、いじめている側から逆恨みされ、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを、教職員が十分に認識し事後対応について細心の注意を払うべきである。その対応によっては、教職員への不信感を生み、情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴え

- ・ 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝える。

また、実際に訴えがあった場合に、全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室など、一時的に危険を回避する時間や場所を用意し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努める。

- ・ 事実関係や気持ちをきく
「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑念を抱かずに話を聴く。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- ・ いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめがエスカレートすることを防ぐため、他の生徒の目の届かない場所や時間を確保して話をきき、訴えを真摯に受け止める。
- ・ 相談するという勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。
- ・ 保護者がいじめに気づいた時に即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。
- ・ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時にも、保護者との信頼関係を築けるよう心がける。日頃から、生徒の良いところや気になるところなど、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ・ 保護者は、生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、自分自身のしつけや子育てを、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

<いじめの早期発見につながる日頃の観察>

いじめを早期に発見する場合には、教職員一人一人が、あらゆる場面で学級（ホームルーム）の雰囲気や生徒の様子を観察し、学級（ホームルーム）集団や生徒が発する「サイン等」、些細な変化を見逃さず、敏感に察知することが大切である。

◇いじめられている生徒のサイン

- 欠席や遅刻が増える。
- 教師との視線が合わず、うつむいている。あいさつをしなくなる。
- いつもと違う友達と登校している。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない
- 必要以上に保健室やトイレに行く。
- 授業用具、机・椅子等が散乱している。
- 発言すると周囲がざわつく。
- 授業中、ぼんやりしていて、作業が継続しない。
- 教科書やノート等に落書き、汚れがある。
- グループ分けの際、孤立する。グループ活動中に友だちから話しかけられない。
- 休み時間に自分の席から離れようとしめない。
- 訳もなく階段や廊下を歩いている。
- 用がないのに職員室や保健室を訪れる。
- 友だちとふざけ合っているが表情がさえない。
- 一人で片付けをしたり、一人離れて清掃したりする。
- 衣服が汚れていたり濡れていたりする。
- 慌てて下校する。または、いつまでも学校に残っている。
- 靴、かばん、傘及び自転車の鍵などの持ち物が紛失する。
- 部活動で一人で準備や片付けをしている。
- 片付けを一人でしている

◎いじめられている生徒は、自分からいじめの被害を言い出せないことがある。

◎元気そうに見えても、不安や悩み等を抱えている

◇いじめている生徒のサイン

- 教室や廊下などで仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- 特定の生徒にだけ、周りの生徒が異常に気を遣っている。
- 仲間だけが分かるようなサインや隠語を使っている。
- 教師が近づくと、グループの生徒が急に仲が良いふりをしたり、または不自然に分散したりする。
- 自己中心的な言動が目立つ生徒がいる。

◎いじめている生徒の存在に気付いた場合は、教職員は子どもたちの中に積極的に入り、コミュニケーションを通じて状況を把握する。

◇教室でのサイン

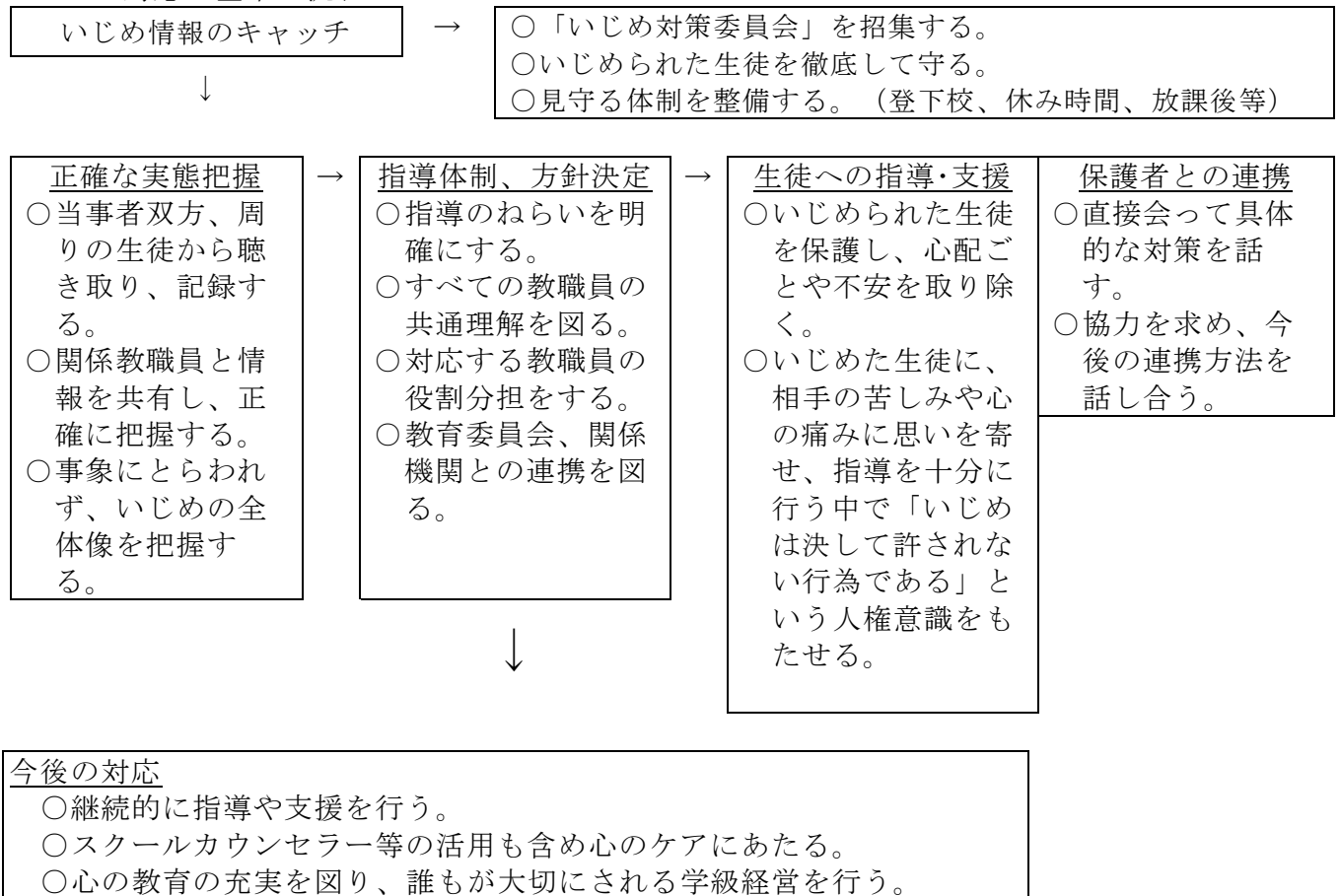
- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 発言に対するヤジや冷やかしが聞こえる。
- ルールを守らない生徒が多い。
- 掲示物へのいたずら、落書きがある。
- 机にいたずらがあつたり、持ち物がなくなつたりする。
- 何か起きると特定の生徒の名前が出る。
- 特定の生徒の机や椅子を離して座ろうとする。
- 配布したプリント等が、特定の生徒に涉っていない。
- 席替えの際、特定の生徒の隣の席になることを嫌がる。
- 清掃等の際、特定の生徒の机が運ばれない。

◎サインを察知した場合には、いじめの存在を強く意識し、教室にいる時間を増やすなどして、状況を把握する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の心身の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応に心がけ、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組むようにすることが必要である。

1 いじめ対応の基本の流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。また、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告する。

- ・ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うこととする。
- ・ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後などにおいても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・ いじめの事実確認は、いじめを行うに至った経緯や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職などの指導のもとに教職員間の連携と情報共有(共通理解)を随時行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか。……………【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか。……………【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか。どんな被害をうけたのか。……………【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か。……………【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか。……………【期間】

要 注 意

生徒の個人情報はその取り扱いに十分に注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

《被害生徒及びその保護者への支援等》

いじめ防止対策推進法第23条には、被害生徒への「いじめに対する措置」として、主に以下のように定められている。

- いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を継続的に行うこと
- いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること
- いじめ事案に係わる情報を保護者と共有するための措置等を講ずること

(1) 被害生徒に対する支援等

- ① 心のケアを図る。
 - 「全力で守る」という学校の意思を伝え、安全確保に努める。
 - スクールカウンセラー等を活用するなど、随時、面談を実施する。
- ② 共に考える。
 - 被害生徒の意向を確認しながら、解決に向けた方法を共に考える。
 - 「学校いじめ対策組織」で決定した支援策等を提案し、意向を確認しながら対応を進める。
- ③ 温かい人間関係をつくる。
 - 積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
 - 居心地のよい集団づくりに努める。

P o i n t ① 被害生徒の立場に立って対応する。

P o i n t ② 謝罪をもっていじめを安易に解消とせず、継続的に注視する。

P o i n t ③ 生徒のよさや持ち味を賞賛し、自信を持たせる。

(2) 被害生徒の保護者に対する支援等

- ① 共に考える。
 - 被害生徒を中心に据え、今後の対応を一緒に考える。
 - 支援状況等について逐次報告することを伝える。
- ② 「全力で守る」という決意を伝える。
 - 学校として被害生徒を全力で守る決意を伝える。
 - 「学校いじめ対策組織」で決定した指導・支援策等について説明する。
 - 指導・支援策等に対する保護者の意向を確認する。
 - 状況に応じて指導・支援策等を変更する必要があることについて説明する。
- ③ 家庭での協力を依頼する。
 - 家庭内での対話や見守り等を依頼する。
 - 必要に応じて、家庭での様子等について連絡するよう依頼する。

P o i n t ① 複数の教職員で対応する。

P o i n t ② 保護者の苦悩や心配、不安等を十分に理解して対応する。

P o i n t ③ 継続的な情報交換を通じて、共通理解を図る。

《加害生徒に対する指導》

いじめ防止対策推進法第23条第3項には、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うことが定められている。

- ① いじめの事実を確認する。
 - 複数での聴き取りを行い、いじめの事実と経過等を確認する。
 - 生徒の個人情報への取扱いに十分に留意する。
- ② 被害生徒の苦しみや心の痛みに気付かせる。
 - いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
 - 被害生徒の苦悩を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめの背景や要因の理解に努める。
 - いじめの背景にある、ストレス等の課題を把握し、課題の解決に努める。
 - 加害生徒の健全な人格の発達に配慮して指導する。
- ④ 今後の過ごし方を考えさせる。
 - 加害生徒のよい面を認め、それを生かした行動を一緒に考え、実践させる。
 - 再びいじめを行うことがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導する。

- P o i n t ① 複数の教職員で対応する。
- P o i n t ② 毅然と、そして親身に対応する。
- P o i n t ③ 保護者や関係機関等と連携し、継続的に指導する。

いじめ防止対策推進法第 23 条第 4 項には、被害生徒等が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、加害生徒を教室以外の場所で学習させる等の措置を講ずることが定められている。

《加害者の保護者に対する助言等》

- ① いじめの事実等について説明する。
 - 聴き取り調査等から把握した客観的な事実や経過等を丁寧に説明する。
 - 指導・支援策等、学校としての対応方針を丁寧に説明し、理解を求める。
- ② いじめの背景や要因について一緒に考える。
 - いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝える。
 - 加害生徒からの聴き取り等から把握したいじめた理由や動機を踏まえ、加害生徒が抱えている課題等を理解することに努める。
 - 責めるようなことはせず、保護者の心情に十分に配慮しながら、解決に向けた方法等を一緒に考える。
- ③ 家庭での協力を依頼する。
 - 被害生徒との関係調整等に向け、学校の指導への理解と協力を依頼する。
 - 加害生徒のよさを伝え、今後の生活に生かす取組を一緒に考える。
 - 再びいじめを行うことがないよう、家庭での対話や見守りについて協力を依頼する。

- P o i n t ① 保護者の心情に配慮し、客観的な事実等を丁寧に説明する。
- P o i n t ② 保護者の苦悩や心配、不安等に寄り添う。
- P o i n t ③ 今後の成長に向けた取組を共有する。

いじめ防止対策推進法第 9 条第 1 項には、保護者が、その保護する生徒に対して、いじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導等を行うよう努めることが定められている。

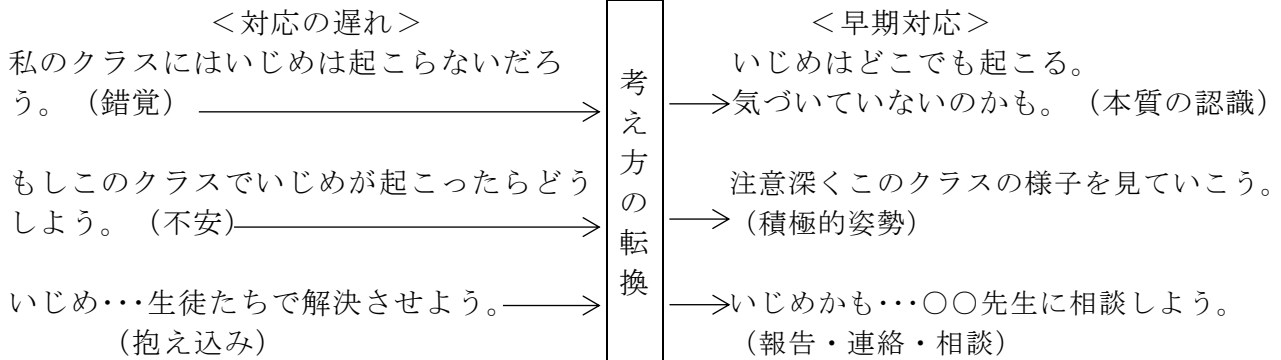
《傍観者に対する指導》

- ① 自分の問題として捉えさせる。
 - いじめの問題について話し合わせ、自分たちの問題であることを理解させる。
 - 話し合い等を通じて、被害生徒及び加害生徒の双方の気持ちを考えさせる。
 - いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせることができることを伝える。
- ② 傍観者の心情に配慮した指導を行う。
 - いじめを正当化する生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることや被害生徒の苦悩を理解できるよう、粘り強く指導する。
 - いじめの仲裁や教職員等に訴えることができなかった生徒に対しては、被害生徒の苦悩を理解させ、教職員等への相談、アンケートによる通報等、自分にできることを考えさせる。
 - いじめの問題に無関心な生徒に対しては、被害生徒の苦悩を理解させ、自分たちの問題として考えさせる。
- ③ 集団の中での望ましい人間関係づくりに努める。
 - 互いに認め合い、尊重し合える雰囲気を醸成する。
 - 勇気や正義感、思いやりの心を育成する。
 - 自主的にいじめの問題について考える機会を設定する。

- P o i n t ① 被害生徒の苦悩等を理解させる。
- P o i n t ② 傍観者の心情に配慮して指導する。
- P o i n t ③ 生徒が所属感や連帯感を感じられる働きかけを行う。

いじめ防止対策推進法第 3 条第 2 項には、いじめの防止等のための対策は、いじめが生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならないことが定められている。

4 迅速に対応するために



V ネットによるいじめの対応

インターネットの危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の状況を把握しながら、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどを管理する責任のある保護者と連携した取組を行うべきである。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話などの使い方の変化など、子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応をとるとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察などの専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷などをインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例：子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ

■メールでのいじめ ■ブログでのいじめ ■チェーンメールでのいじめ

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

→匿名性があり、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者にとっては心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

→掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

→スマートフォンで撮影した写真を掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅などが特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

→一度流出した個人情報は、完全に回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、悪用されたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校でのルール遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携、協力し、双方で指導を行うことが重要である。

保護者会等で伝えたいこと ※情報モラル講演会の開催（生徒・保護者）

＜未然防止の観点＞

- 子どものパソコンや携帯電話などを管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためのルールをつくること、特に携帯電話を持たせる必要性の有無について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルが始まる要因になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こるといった認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他のさまざまないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えることを認識すること

＜早期発見の観点＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化を見逃さぬよう留意し、気づいた場合は子どもに問いかけ、即座に、学校へ相

談すること

情報モラルに関する指導の際のポイント

インターネットの危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、完全には回収できないこと。

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるなら…自分だと分からなければ…誰にも気づかれず、見られていないから…あの子がやっているなら…動画共有サイトで目立ちたい…

インターネット上で誹謗中傷を行った場合、次のような可能性がある。

刑事上の責任→名誉毀損罪（刑法230条第1項）や侮辱罪（刑法231条）

信用毀損罪・業務妨害罪（刑法233条）

民事上の責任→被害者に対する損害賠償（慰謝料支払）義務

問題となっている情報の削除義務

3 早期発見、早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を、子どもと保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校と保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。書き込みや画像の削除に向けて被害の拡大を防ぐために、専門機関などに相談し書き込みなどの削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり決して許される行為ではない。
- 匿名で書き込みをしても、最終的に書き込みを行なった個人は必ず特定される。
- 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される。

チェーンメールの対応

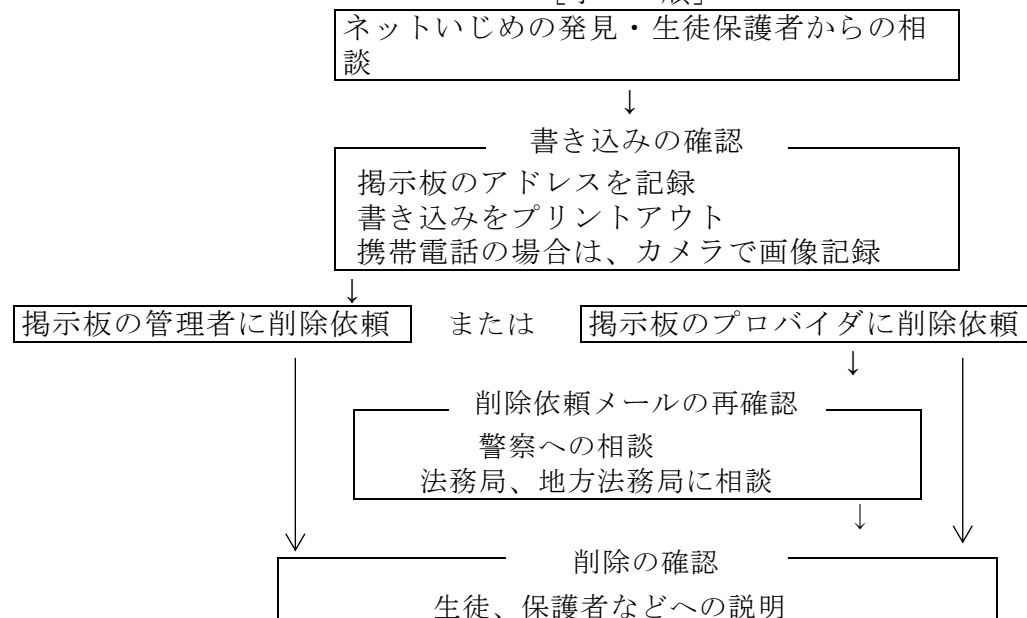
〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によってはネットいじめの加害者となる。

【チェーンメール転送先】

（財）日本データ通信協会メール相談センターで、チェーンメールの転送先アドレスを紹介している。 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

[手 順]



第2部 組織対応

◇ も く じ ◇

I いじめ問題に取り組む体制の整備

1 いじめ対策委員会の設置

《いじめ対策委員会組織》

2 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備

《年間指導計画》

《チェックポイント1 [指導体制] 》

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(学校全体の取組)

・発見、情報収集 ・事実確認 ・方針決定 ・対応 ・解消経過観察

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》

III 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

1 監督官庁との連携

2 出席停止、転学退学措置

3 警察との連携

4 地域、その他関係機関等との連携

《チェックポイント2 [関係機関との連携] 》

IV 教職員研修の充実

カウンセリング・マインド研修

<いじめ早期発見のためのチェックリスト>

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組は、学校長のリーダーシップのもとに「いじめ根絶」という強い意識で、学校全体で組織的に行う必要がある。そのためには、早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」かつ「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で統括的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検、評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置

○ いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭を中心に、スクールカウンセラーなどをメンバーとして構成する。なお、メンバーは事態に応じて、学級担任などを柔軟に追加することも考える。

○ いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《構成委員》

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC

☆ 緊急対応会議は、上記に加え、学年生徒指導担当、学級担任が加わる。

☆ いじめの調査や対応に当たっては、学年主任を中心に、学年の生徒指導担当、学級担任などが担当する。

※ いじめ対策委員会は学期に1回程度開催する。なお、緊急時は随時開催できる。

※ いじめ対策委員会の協議内容は、後日全職員に報告することとする。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

- いじめの未然防止や早期発見には、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があるため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたり、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

≪ 年間指導計画 ≫

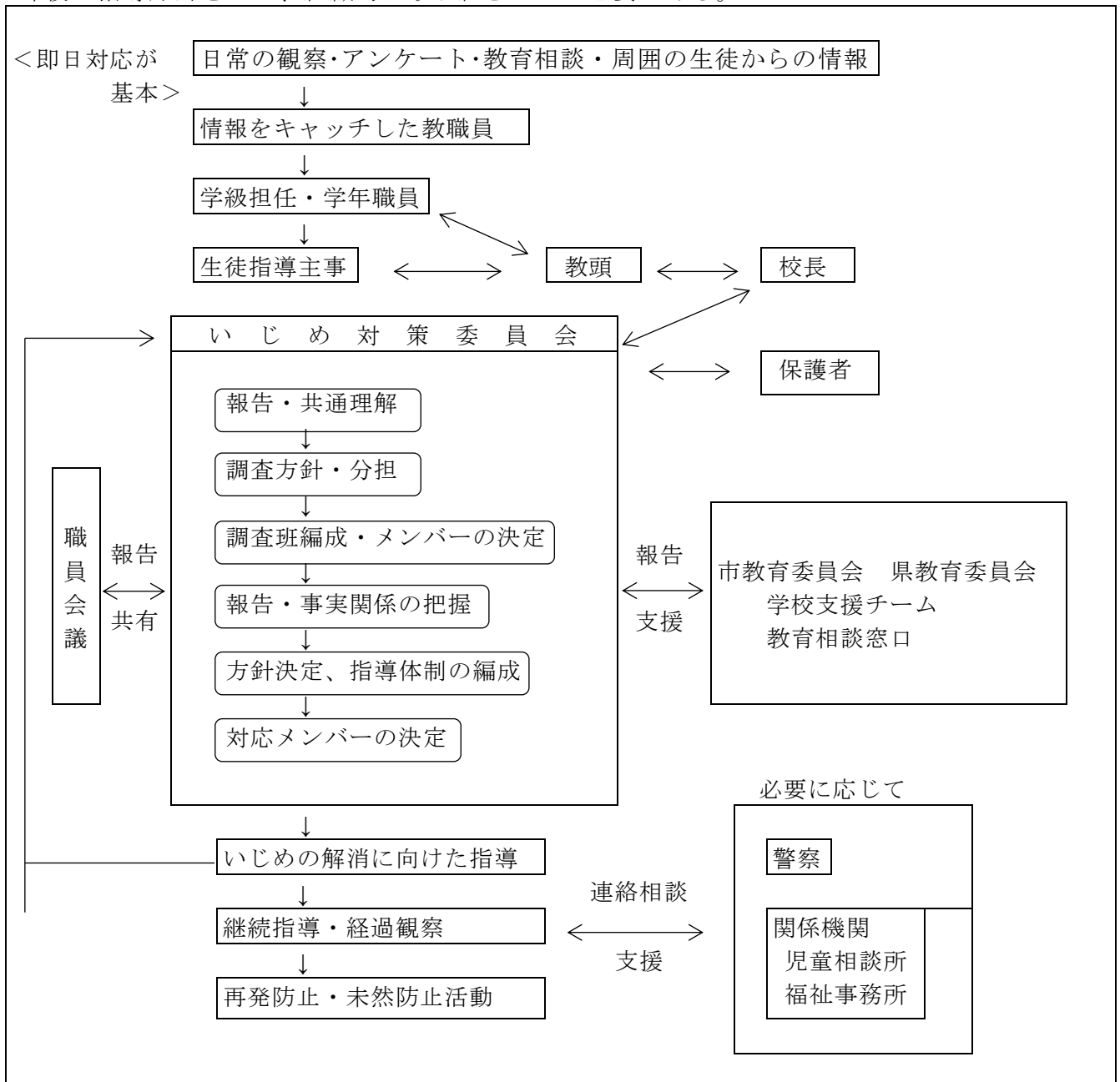
	職員会議など	防止対策	早期発見
4月	いじめ対策会議 指導方針 指導計画など 保護者会などで保護者向け啓発 ※情報モラル研修会 (生徒・保護者)	学級・学年づくり 人間関係づくり 全学年 学級活動「人権」	学級開き
5月			家庭訪問 いじめ調査
6月			教育相談
7月		↓	いじめ調査
8月	校内研修「教育相談」		3年生三者面談
9月	いじめ対策会議 情報共有 今後の計画	学級・学年づくり 人間関係づくり 全学年 学級活動「人権」	
10月			いじめ調査
11月	校内研修「人権」		保護者面談
12月		↓ 「世界人権デー」 学年集会・学級活動	人権週間 いじめ調査
1月		新入生説明会	
2月			いじめ調査 教育相談
3月	いじめ対策会議 年度のまとめ 来年度の課題など検討		

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止に組織的に取り組んでいるか。(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動など)
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告、連絡、相談を行い、学校全体で組織的に対応しているか。

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込むと、配慮に欠ける対応をして、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまう危険性がある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



※ いじめの情報の入手から学校方針決定に至るまで、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- 場合によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 監督官庁、警察、地域など関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案は、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切である。

1 監督官庁との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言などの必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止、転学退学措置

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない恐れがある場合は、いじめ対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止などの懲戒処分を学校長の判断で検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

☆ 出席停止処分の流れ

- ① 委員会の決定を受け、校長が判断を下す。
- ② 該当生徒の個別の指導記録を添付し、教育委員会に上申する。
- ③ 教育委員会が文書により保護者に通知する。

☆ 処分の解除の流れ

- ① 該当生徒の状況を対策委員会で情報交換する。
- ② 出席停止期限が近づいたら、委員会の内容から、校長が判断を下す。
- ③ 教育委員会が文書により保護者に通知する。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合など、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があったら、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施行規則第26条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じるなど教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (4) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (5) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められた場合には、早期に所轄の警察署などに相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命、身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域、その関係機関などとの連携について

いじめた生徒の背景に、保護者の愛情不足などの家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生、児童委員などの協力を得ることも考慮し対応する必要がある。

□いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、警察などの地域の関係機関と連携を図っているか。

□学校のいじめへの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。

□PTAや地域の関係団体などとともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策をとっているか。

V 教職員研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人ひとりにさまざまなスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、カウンセラーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者などの若い教職員に対しては、先輩が後輩に対し、具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的、計画的かつ継続的に指導し、修得させることによって全体的で総合的な力量を育成するよう配慮する。

相談機関一覧

◎24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

※各教育委員会によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

◎児童相談所全国共通ダイヤル（児童虐待） 189番

◎子どもの人権110番 0120-007-110

※通話料無料、法務局職員または人権擁護委員による相談窓口

◎栃木県教育委員会

○児童生徒専用 「いじめ相談さわやかテレホン」 028-665-9999

○保護者専用 「家庭教育ホットライン」 028-665-7867

○児童生徒・保護者用 「メール相談」 ホットほっとメール相談 [検索](#)

◎栃木県教育委員会芳賀教育事務所 0285-82-5274

参照：◎「いじめ」の理解と対応 ―いじめのない明るい学校を目指して― 改訂版

平成24年12月 栃木県教育委員会

◎いじめ対応ハンドブック ～いじめ防止対策推進法等対応版～

平成31（2019）年3月 栃木県教育委員会